

共生型看護小規模多機能ホーム桃の鈴花

## 契約書

(共生型短期入所サービス)

富田ケアセンター有限公司

# 共生型看護小規模多機能ホーム桃の鈴花

## 共生型看護小規模多機能ホーム桃の鈴花契約書

(以下「利用者」という。)と富田ケアセンター  
有限会社(以下「事業者」という。)は、共生型看護小規模多機能ホーム桃の  
鈴花が利用者に対し提供する障害者総合支援法に基づく「共生型短期入所サー  
ビス」(以下、指定障害福祉サービス等という)について、次のとおり契約し  
ます。

### (契約の目的)

第1条 この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者が  
その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが  
できるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを  
適切に行うことを定めます。

### (契約期間)

第2条 この契約の期間は、受給者証の支給決定期間と同じとし、利用者と事業  
者双方から申し出がない場合は、そのまま自動更新といたします。

### (事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容)

第3条 事業者は、下記の主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく  
別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

(1) 身体障害

(2) 難病等対象者

### (利用料金)

第4条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定障害福祉サービス等  
の給付費に対して、利用者負担額(厚生労働大臣の定める基準により算定した  
費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上  
限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。)を事業者に支払いま  
す。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますの  
で、利用者が直接支払う必要はありません。

2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス(実  
費)に対して、所定の料金を事業者に支払います。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

(利用料の支払い方法)

第5条 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者に支払います。

2 事業者は、利用料金に係る請求書を、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者へ支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収証を交付します。

(説明義務)

第6条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)

第7条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体への安全確保に配慮します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の援助)

第8条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(秘密の保持)

第10条事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2事業者は、学校並びに他の指定通所支援事業者・指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその保護者の同意を得ることとします。

(苦情解決)

第11条利用者及びその保護者は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。

3事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

(契約の終了)

第12条利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

2前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合

(2) 事業者が第12条に定める(秘密の保持)に違反した場合

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合

(4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

3事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

(1) 利用者が事業者に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがた

い重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(3) 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

(5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

(6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合

(7) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第13条事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

3事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

(2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

(協議事項)

第14条この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法並びに障害者総合支援法等の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(その他)

第15条今後障害者総合支援法の名称が変わった場合、法の内容に大幅な変更

がなかった場合に限り本契約書の障害者総合支援法を新たな名称に置き換える  
こととします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者及び事業者が各々記名捺  
印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

〔事業者〕

住所 〒713-8115

岡山県倉敷市玉島道口2754番地1

事業者名 富田ケアセンター有限公司

代表者氏名 代表取締役 山中 祥吉

〔利用者〕

住所

氏名

併記（児童の場合）

法定代理人として、利用者が契約を締結することを同意します。

〔法定代理人〕住所

氏名